

令和元年度第2回福島県商業まちづくり審議会 議事録

1 日 時

令和元年6月18日（火） 10:30～11:40

2 場 所

福島テルサ 3階 あづま

3 出席者

【福島県商業まちづくり審議会委員】

川 崎 興 太	大河内 敬 子
鎌 田 真理子	川 又 啓 蔵
横 田 純 子	吉 田 樹
渡 辺 光 則	

【事務局】

商 工 労 働 部 長	金 成 孝 典
商工労働部次長（産業振興担当）	山 寺 賢 一
土 木 部 参 事	井戸川 伸
商 業 ま ち づ くり 課 長	佐 藤 淳 ほか

4 審 議

司会

開会に先立ちまして、傍聴者の方々をお願いを申し上げます。入室時にお配りしております傍聴にあたっての留意事項に基づき、静粛に傍聴されるよう御留意願います。また、傍聴される方が会議の議事運営に支障となる行為をした場合は、退場していただくことがございますので、御注意いただくとともに、会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合には、会議を途中で非公開とする場合がありますので、御承知願います。併せまして、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただくようお願いいたします。

また、テレビカメラにつきましては、次第の「3報告」以降の撮影は御遠慮いただきますよう御協力お願いいたします。

ここで、配付資料の確認をさせていただきます。上から順に、次第、委員名簿、審議会規則、資料1から7となっております。不足等ございませんでしょうか。

それでは、これより福島県商業まちづくり審議会を開催させていただきます。私は、議事までの進行を務めさせていただきます、商工労働部商業まちづくり課主幹兼副課長の海藤と申し

	<p>ます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、開会にあたり、商工労働部長の金成より御挨拶申し上げます。</p>
部長	<p>商業まちづくり審議会の開催にあたりまして、御挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、心より御礼申し上げます。</p> <p>「商業まちづくり基本方針」及び「特定小売商業施設の基準店舗面積」の見直しにつきましては、これまでの審議会における議論を踏まえ、前回の審議会までに見直し案をまとめたいただきました。その後、事務局におきまして、見直し案に対するパブリック・コメントを実施したほか、市町村や商工関係団体への説明と意見照会を実施いたしました。</p> <p>本日は、県民や市町村などからいただいた御意見に対する対応やそれらを踏まえた最終的な改定案について、御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>今回の見直しを、震災からの復興を更に加速させ、県民の安全・安心な暮らしの実現に寄与するものにしたと考えておりますので、委員の皆様には、それぞれの専門的な立場から、忌憚のない御意見を賜りますよう、お願ひを申し上げ、挨拶いたします。</p> <p>本日はよろしくお願ひいたします。</p>
司会	<p>続きまして、本日御出席いただきました委員を御紹介いたします。</p> <p>(出席した7名の委員を紹介)</p> <p>以上、当審議会の委員総数7名のところ、本日は7名全員に御出席いただいております。審議会規則第3条第3項に定める過半数の出席をいただいております。審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、ここからの進行につきましては、審議会規則第3条第2項の規定により、川崎会長にお願ひいたします。</p>
会長	<p>最初に一言だけ申し上げます。</p> <p>今回の基本方針の見直しは、約1年半前から7回程の審議会において、審議を重ね今日に至っているわけです。先程、部長からもお話しいただきましたように、前々回では、基本方針の案が、前回は基準店舗面積の案が示され、それぞれについて議論がされています。本日は、前回から事務局で御対応いただい</p>

	<p>た市町村説明会やパブリック・コメントでの意見等を踏まえて、改定案が出されるということで、いよいよ我々の審議も大詰め段階ということでもあります。そういう意味でも、最終段階ですので、今日の審議におかれましては、画竜点睛を欠くということがあってはいけませんので、改めてフレッシュな気持ちでもう一度見ていただいて、様々な御意見をいただければと思います。よろしくお願いします。</p>
司会	<p>テレビカメラにつきましては、これ以降の議事の撮影は御遠慮いただきますよう御協力お願いいたします。</p> <p>それでは、引き続き川崎会長、議事の進行をお願いいたします。</p>
会長	<p>最初に、本日の審議会の議事録署名人を私の方から指名させていただきたいと思っております。後日、事務局が作成した議事録の内容を確認し、署名をお願いすることとなります。</p> <p>本日の審議会の議事録署名人は、大河内委員と吉田委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>(大河内委員、吉田委員 了承)</p> <p>それでは、お手元の次第に従って進めていきたいと思っておりますが、議事に入る前に、「(1) 商業まちづくり基本方針の見直しに関する審議の経過について」、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料1を御覧ください。商業まちづくり基本方針見直しに関する審議の経過について、概略を御報告させていただきます。</p> <p>前々回までの審議会の経過については、5ページまでに記載しております。前回、平成31年4月23日に開催しました審議会の内容について説明させていただきます。</p> <p>6ページを御覧ください。前回の審議会では、「特定小売商業施設の基準店舗面積」の見直し案について、審議していただきましたが、主な意見としましては、「基準店舗面積見直しによる商店街等への影響などについては、丁寧な説明が必要」といった御意見や「仮に現在の見直し案で基準店舗面積を見直した場合は、随時見直しの影響等をチェックし、条例の理念に反する事態が頻発するようであれば、審議会での審議も必要。」といった御意見をいただいております。</p> <p>事務局では、前回の審議会後に、見直し案に対するパブリック・コメントや市町村、商工関係団体への説明と文書による意</p>

	<p>見照会を実施いたしました。本日は、県民や市町村などから提出された意見に対する対応案と最終的な改定案について、後程御説明させていただきますので、御審議の程よろしくお願いたします。</p> <p>以上、資料1「商業まちづくり基本方針」見直しに関する審議の経過について御報告させていただきました。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これまでの審議の経過について御報告いただきましたが、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。先程も申し上げましたが、前回の審議会後に事務局において、基本方針と基準店舗面積の見直し案に関するパブリック・コメントや市町村説明会を実施していただきました。その結果を事務局から報告をいただくとともに、それらの意見に対する対応の案を審議したいと思っております。</p> <p>議事には、(1)と(2)がありますが、これは連続性がありますので、一括して御説明いただいた後に審議していきたいと思っております。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、「パブリック・コメント等の結果と意見等への対応について」と併せまして「商業まちづくり基本方針及び特定小売商業施設の基準店舗面積の改定案について」御説明させていただきます。</p> <p>資料2を御覧ください。こちらは、前回の審議会後に、実施しましたパブリック・コメントや市町村、商工関係団体への意見照会の結果などについて整理した資料です。まず、パブリック・コメントにつきましては、4月26日から5月28日までの約1ヶ月間、商業まちづくり基本方針の中間整理案と特定小売商業施設の基準店舗面積の見直し案について、意見を公募しました。その結果、基本方針については、3名から5件、基準店舗面積については、2名から3件の意見をいただいております。</p> <p>次に、市町村と商工関係団体からの意見の提出状況等について、御説明いたします。資料の2番のところになりますが、まず、市町村に対しましては、県内3方部で説明会を開催し、これまでの見直しの経過と見直し案の内容や考え方について説明しました。また、平行して、全市町村に対して文書による意見</p>

照会を実施しており、基本方針については、7市町村から12件、基準店舗面積については、2市町村から2件の意見をいただきました。なお、「意見なし」との回答は、基本方針が52市町村、基準店舗面積が57市町村となっております。

続いて、商工関係団体につきましては、各商工会議所や商工会、中小企業団体中央会の経営指導員等を対象として、県の小規模企業者等への新たな補助事業の説明会を郡山市と福島市で開催し、その説明会の中で、基本方針等の見直しの内容についても説明を行ったほか、各商店街振興組合に対しましては、商店街振興組合連合会の研修会の場をお借りし、同様の説明を行っております。また、県商工会議所連合会や県商工会連合会などの各団体については、個別訪問による説明も行っております。その上で、市町村同様、各商工関係団体に対しましても、文書による意見照会を実施し、見直し案に対する意見をいただいた結果、基本方針については、9団体から12件、基準店舗面積については、11団体から11件の意見をいただいております。なお、表の下の方に「意見なし又は回答なし」の件数が記載されていますが、このうち「意見なし」と回答された件数を述べますと、基本方針が35団体、基準店舗面積が33団体となっております。

次に、資料2の2ページ目を御覧ください。こちらは、県民、市町村、商工関係団体から提出された意見を類型別にまとめたものです。まず、基本方針については、全体で29件の意見をいただいております。見直し全般に対しての肯定的な意見が2件、今後の施策等に関する意見・要望が4件提出されているほか、基本方針の各項目について、記載内容の修正等を求める意見などをいただいております。特に「4特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」についての意見が全体で12件と多く、そのうち7件は市町村からの意見となっております。主な意見としましては、圏域での調整に関する質問・意見や既存施設の建替えに係る特例措置の追加、市街化調整区域での立地抑制に係る特例措置の追加などの意見が出されています。

次に、基準店舗面積については、全体で16件の意見をいただいております。その内訳は、肯定的な意見が2件、今後の施策等に関する意見・要望が4件、見直し案の修正等を求める意見が7件、その他が3件となっております。基準店舗面積については、11件が商工関係団体からの意見となっており、そのうち5件が見直し案の修正等を求める意見となっております。

それでは、具体的な意見の内容とそれに対する対応案について、御説明いたします。資料3を御用意ください。こちらは、商業まちづくり基本方針（中間整理案）に対する意見とその対応について、県民、市町村、商工関係団体に分類して整理した

ものです。主な意見と対応案について、御説明させていただきます。

はじめに、県民の意見から御説明いたします。2ページのナンバー2を御覧ください。これは、基本方針の「2商業まちづくりの推進に関する基本的な方向」の「(4) 県と市町村の役割分担」のところに、連携中枢都市圏などの圏域での広域的なまちづくりの推進について新たに盛り込んだことについての意見です。意見の内容は、自治体間での協力・協働による情報発信や「東北六魂祭」のような共同の取り組みはまちづくりにとって有意義であるが、公共施設の統廃合につながるような広域連携は進めるべきでなく、公共施設の統廃合は「住民の意見を十分尊重する」旨の文言を追加すべきという意見です。これに対しては、ここでの記載は、商業まちづくりにおいても広域連携が重要であることを記載したものであり、公共施設の統廃合等を念頭に置いたものではないこと、基本方針においても住民等の意見を聞きながらまちづくりを進める必要性について記載している旨をお答えし、見直し案は原案の通りとしたいと考えております。

次に、3ページ、ナンバー3を御覧ください。これは、「4特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」の「(2) 特定小売商業施設の誘導に関すること」において、今回新たに、連携中枢都市圏などの圏域で特定小売商業施設の立地について、調整が図られている場合に、圏域単位で誘導市町村の要件の適否を判断できることとする記載についての意見です。意見の内容は、連携中枢都市圏などの圏域がまだ成立していない段階においても、圏域での調整が図られている場合は、圏域単位で誘導市町村の要件の適否を判断できるようにすべきという趣旨の意見です。こちらの意見に対しましては、圏域単位で誘導市町村の要件の適否を判断できることとしたこの規定は、広域的なまちづくりを促進する観点から盛り込んだものであるため、圏域が既に構成され、広域的なまちづくりを推進する体制が整っている場合に限り、適用することが適当であるとお答えしたいと考えております。

なお、この圏域での調整に関する意見などは、市町村、商工関係団体からもいただいておりますので、まとめて御紹介いたします。

8ページ、ナンバー7の郡山市からの意見を御覧ください。これは、周辺市町村の非線引き都市計画区域において、いわゆる白地地域を商業地域等に指定し、圏域で調整がされた場合は、特定小売商業施設の立地が可能になるのかという質問と、その場合は圏域の中心市に対して不利となるため、何らかの配慮をお願いしたいというものです。これについては、御指摘ような

ケースはあり得るものの、その場合も条例に基づき、圏域以外の市町村も含めた広域調整を行った上で、県の意見を述べることになる旨をお答えしたいと考えております。

また、16ページ、ナンバー10、県商工会議所連合会の意見です。これは、「圏域内で調整が図られている」とはどのような場合をいうのかが定められておらず、混乱を招く恐れがあること、圏域で調整が図られているとしても圏域外の周辺市町村との調整は図られていないことなどから、文言の修正を求めるものです。具体的には、「圏域において、構成する市町村と特定小売商業施設の立地に関する調整が図られている場合は、圏域単位で要件の適否を判断することも可能とする。」という文言を「圏域において、特定小売商業施設の立地が計画されている市町村と構成する市町村において、その立地に関する調整が明確に計画等に規定されている場合は、県はその調整を尊重する。」に修正すべきというものです。これにつきましては、市町村説明会などでも、質問があった部分ですので、圏域での調整などについて、改めて考え方を御説明させていただきます。まず、条例による届出は、特定小売商業施設を新設する者が行いますが、この圏域の規定を活用する場合は、特定小売商業施設が立地する市町村が、誘致に積極的であることが前提と考えています。そのため、圏域での調整については、立地市町村が、圏域の意見調整の場などにおいて、特定小売商業施設が立地することによる圏域への影響や効果などを丁寧に説明し、圏域を構成する市町村から理解を得ていることが望ましいと考えています。なお、この規定は、圏域での調整をもって、無条件に特定小売商業施設の立地を認める趣旨ではないため、圏域単位で誘導市町村の要件を満たしているか、単独市町村で要件を満たしているかにかかわらず、特定小売商業施設の新設予定地は、別途誘導地域の要件を満たす必要があるほか、条例に基づき、圏域以外の市町村も含めた周辺市町村との広域調整を行なった上で、県が最終的に立地について意見を述べることとなります。

以上、圏域での調整に関する部分について、3つの御意見をいただきましたが、いずれも見直し案の考え方に修正は必要ないものと考えております。なお、この部分については、事務局で内容を再精査した結果、文章の表現については、一部修正したいと考えておりますので、後程御説明いたします。

次に、少し戻っていただきまして、4ページ、ナンバー5を御覧ください。これは、「4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」の「(3) 特定小売商業施設の抑制に関すること」において、市街化調整区域への特定小売商業施設の立地を厳に抑制することとしている記載についての質問です。内容は、現在市街化調整区域であっても、将来、市街化区域へ

の編入を目指している場合は、厳に抑制する地域に該当しないと考えて良いかというものです。こちらについては、将来、市街化区域への編入を目指している場合も、市街化調整区域である以上、厳に抑制する地域に該当するものと考えたと回答したいと考えております。

次に、5ページを御覧ください。ここからは、市町村の意見です。ナンバー3の会津美里町の意見を御覧ください。これは、「2商業まちづくりの推進に関する基本的な方向」の「(3)商業まちづくりを実現するための基本的な方向」の「エ東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に向けたまちづくり」のところに、「他地域からの新たな創業」という文言を追加したことに対する意見です。内容は、他地域だけでなく、地元からの創業についても追加すべきという意見ですので、これについては、御意見を踏まえ、「地元や他地域からの新たな創業」に修正したいと考えております。

次に7ページ、ナンバー5、郡山市の意見を御覧ください。これは、「4特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」に関する意見です。内容は、若い世代を中心とした消費の県外流出を防ぐため、郡山市については、基準店舗面積の更なる緩和や既存店舗への対応の部分で、全県一律とは異なる特例措置の検討をお願いしたいというものです。これに対しては、市町村相互のまちづくりへの影響や届出を行う大型店設置者の混乱を避ける観点から、県内一律が適切とお答えしたいと考えております。

続けて、その下のナンバー6、同じく郡山市からの意見です。これも「4特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」についての意見です。内容は、既存の大型店の建替えについて、特例措置を設けるなどの配慮をお願いしたいというものです。これに対しては、条例では、既存大型店の基準店舗面積未満までの増床については、届出不要としていること、既存大型店の建替えについては、まちづくりや新たな環境への負荷などの影響が比較的少ないことなどを踏まえ、建替え前の店舗面積に基準店舗面積を加えた面積未満で建替えを行う場合は、届出不要とする運用を既に行っており、既存大型店と新規出店の大型店との公平性の観点からも、これ以上の特例措置は適当でないとお答えしたいと考えております。

次に、9ページ、ナンバー8、二本松市からの意見です。これは、「4特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」の「(2)特定小売商業施設の誘導に関すること」の「ア特定小売商業施設の立地を誘導する市町村」の要件の一つである「公共交通機関の結節点」の記載の修正に関するものです。内容は、乗合バスについて定めた、「概ね一日30回以上」と

いう乗り入れ回数の要件について、現在、国において進めている持続可能な公共交通の確保のための、公共交通網の再編や最適化の動きに反する恐れがあるため、「複数回」に修正すべきというものです。これに対しては、乗合バスについては、自動車に対抗できるだけの利便性を備えていることを担保する観点から、具体的なサービスレベルの要件も追加したもので、概ね30回という回数については、一日の営業時間を15時間として、少なくとも1時間に1往復以上の運行が最低限必要という考えから設定したものであるため、持続可能な公共交通の確保の趣旨などに反するものではないと考えております。よって、見直し案は原案の通りとしたいと考えております。

次に、10ページのナンバー9、郡山市の意見です。これは、「4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」の「(2) 特定小売商業施設の誘導に関すること」の「イ 特定小売商業施設の立地を誘導する地域」に関するものです。内容は、現在、誘導地域の要件では、例えば、商業まちづくり基本構想で定めたエリア内の商業地域や近隣商業地域などを誘導地域としていますが、商業地域や近隣商業地域であれば、基本構想などの策定にかかわらず、条例の適用外として取り扱っていただきたいというものです。これに対しては、条例では、特定小売商業施設の立地による影響が広域に及ぶ恐れがあることや市街地拡散等の影響が懸念されることなどから、一定の要件を満たしたエリアに誘導することを基本としているため、市町村が、住民等の意見を踏まえ、商業まちづくり基本構想などを策定し、商業施設などを集積させる方針が示されたエリアに誘導することが適当であると回答したいと考えております。

次に、11ページ、ナンバー10の伊達市、ナンバー11の郡山市の意見です。これは、「4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」の「(3) 特定小売商業施設の抑制に関すること」において、市街化調整区域を厳に抑制する地域としていることに対する意見です。どちらも同様の御意見ですが、内容は、市街化調整区域であっても、都市計画法上立地可能となる場合は、特定小売商業施設を誘導できるようにしてもらいたいという意見です。これに対しては、市街化調整区域については、特定小売商業施設の立地により、環境への負荷や新たな社会資本の整備等が発生する恐れがあるなど、商業まちづくりの推進に適当でないことから、引き続き厳に抑制する地域とすることが適当であると回答したいと考えております。

次に、13ページを御覧ください。ここからは、商工関係団体の御意見です。まず、ナンバー2の県商工会連合会の御意見です。これは、見直し全般に対する意見です。内容は、「今まで地域小規模事業者が果たしてきた役割を考慮しつつ、小規模

事業者に配慮した内容としていただきたい。」という意見です。これに対しては、地域の小規模な小売店舗等は、身近な場所で買い物ができるまちづくりの実現のために必要不可欠で、今後も重要な役割を担うものと考えており、今回の見直しにあたっては、そうした観点を踏まえ、中心市街地の多様な機能の維持・回復、地域の買い物を支える小売商業施設の維持等の必要性について記載している旨をお答えしたいと考えております。

次に、15ページ、ナンバー8、南相馬市の栄町商店街振興組合の意見を御覧ください。これは、「2商業まちづくりの推進に関する基本的な方向」の「(3)商業まちづくりを実現するための基本的な方向」に新たに「若い世代が参画するまちづくり」の視点を追加したことに関する意見です。内容は、若い世代の前に、「子供たちを含めた」を追加すべきというものですが、これについては、御意見を踏まえ、「子どもや学生なども含め、若い世代」に文言を修正したいと考えております。その他、細かい文言修正の意見などがありましたが、事務局として検討した結果、修正は必要ないものと考えております。詳細な説明は省略させていただきます。

続いて、資料4を御用意ください。こちらは、特定小売商業施設の基準店舗面積の見直し(案)に対する意見と対応案です。まず、1ページからの県民の意見を御覧ください。ナンバー1は、基準店舗面積を8千㎡に引き上げることで、買い物弱者の利便性を悪化させるため、6千㎡のままとすべきという意見です。これに対しては、基準店舗面積を8千㎡に見直した場合も、特定小売商業施設については、郊外への立地抑制と中心部への立地誘導を基本とし、引き続き適正な配置を図っていく考えであり、また、基本方針では、地域における小売商業施設の維持などを通して買い物困難者対策に取り組む必要性についても今回の見直しで盛り込んでおり、今後も市町村と連携しながら買い物困難者に係る施策に取り組んでいく考えである旨をお答えし、見直し案は原案の通りとしたいと考えております。

次に、ナンバー2です。こちらは、基準店舗面積を8千㎡に引き上げることで、中心市街地の空洞化に拍車をかける恐れがあるため、6千㎡のままとすべきという意見と、新たな道路の開設に伴う市街化区域への編入地域において商業施設を規制するよう条例の見直しを求める意見です。これに対しては、今後も、特定小売商業施設の郊外立地の抑制と中心市街地をはじめとしたまちなかへの誘導を基本とした適正配置の実現に取り組むと同時に、商店街等の商業振興の施策の実施により、総合的に商業まちづくりを推進していく考えである旨をお答えし、見直し案は原案の通りとしたいと考えております。

次に、3ページ、ここからは市町村の意見となります。ナン

パー 2 の相馬市の意見を御覧ください。これは、基準店舗面積を 8 千㎡に引き上げることで、中心市街地の空洞化が懸念されるという意見ですが、これについては、先程の 2 ページのナンバー 2 と同様に対応したいと考えております。

次に、4 ページからの商工関係団体の意見を御覧ください。ナンバー 1、ナンバー 2 については、見直し案について、肯定的な御意見ですので、特に対応はございません。ナンバー 3 の県商工会連合会の御意見を御覧ください。これは、「今まで地域小規模事業者が果たしてきた役割を考慮しつつ、小規模事業者に配慮した内容としていただきたい。」という内容です。また、5 ページのナンバー 3 の県中小企業団体中央会及びナンバー 4 の県商店街振興組合連合会の御意見を御覧ください。どちらも同じ意見ですが、インターネット販売の増加や県外への買い物客流出などの状況を踏まえれば、8 千㎡への緩和は致し方ないと考えているが、基準店舗面積引き上げによる影響が出ないように、小規模小売店への支援策の充実をお願いしたいという意見です。いずれに対しましても、県の対応案としましては、地域の小規模な小売店舗等は、身近な場所で買い物ができるまちづくりの実現のために必要不可欠で、今後も重要な役割を担うものと考えており、今後も、まちづくりの主体である市町村と連携を図りながら、中心市街地をはじめとした商店街や地域の買い物を支える商店等への支援を行うなど、商業まちづくりの実現に向けた施策を総合的に検討・実施していく考えである旨をお答えしたいと考えております。

次に、6 ページ以降を御覧ください。ナンバー 6 からナンバー 10 については、いずれも基準店舗面積を 8 千㎡へ引き上げることについて、6 千㎡を維持すべきという御意見です。1 ページの県民からの意見のナンバー 1 及び 2 と同様の対応としたいと考えております。

なお、4 ページを御覧ください。ナンバー 1、2 において、8 千㎡へ引き上げることに對して商工関係団体から肯定的な意見もいただいております。

以上、基本方針の中間整理案と基準店舗面積の見直し案に対する主な意見と対応案について、御説明させていただきました。

続いて、只今の県民等の意見と対応案を踏まえ、最終的な改定案を作成しましたので、御説明いたします。資料 5 が基本方針の改定案となっており、資料 6 が中間整理案と改定案を比較した新旧対照表となっております。改定案の中間整理案からの修正点について、資料 6 の新旧対照表で御説明させていただきます。

資料 6 の 14 ページを御覧ください。8 行目ですが、先程御説明しました「資料 3 基本方針に対する意見と対応案」の 5

ページ、ナンバー3の意見でも説明しましたが、「他地域からの新たな創業」となっていたものを「地元や他地域からの新たな創業」に修正したいと考えております。

また、同じく14ページの24行目ですが、これも資料3の15ページのナンバー8でも説明しましたが、「若い世代が地域に誇りや愛着を感じ」の前に、「子どもや学生なども含め、」を追加したいと考えております。

以上が、県民等からの意見を踏まえ、修正した点です。加えて、県民等からの意見とは直接関係しませんが、事務局において全体的に文言を精査した結果、若干修正すべき点がありましたので、御説明いたします。

22ページの13行目を御覧ください。圏域での調整に関する記載について、読み方によって誤った解釈がされないよう、「市町村単位で判断するほか」を「市町村単位で判断するが」に文言の修正をしております。また、17行目の「要件の適否」を削除しております。

また、24行目については、中心市街地活性化基本計画の表記について、その他の部分での記載に合わせて、修正を行っております。基本方針の改定案については、以上でございます。

続いて、基準店舗面積の改定案について、御説明いたします。資料7を御覧ください。基準店舗面積の見直しに関しましては、パブリック・コメント等の結果として、先程の「資料4 基準店舗面積に対する意見と対応案」で御説明した通り、県民や商工関係団体を中心に、買い物困難者や中心市街地等へ影響が出るとの懸念から反対する意見が数件ありましたが、その一方で肯定的な意見もありました。こちらにつきましては、意見としての内容の記載があったものであり、「意見なし」という回答も相当数いただいております。

今回のパブリックコメントの結果、更には、先に実施した「商業まちづくりに関するアンケート」において、郊外への大型店の立地抑制に関する考えに関して、県民、市町村は、「引き続き抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」という意見が最多であること、また、商工関係団体は、「引き続き抑制した方が良い」が過半数を超えているが、約40%が「引き続き抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」との意見であったという結果、これら2つの結果等を踏まえ、事務局としましては、当初の見直し案の通り、8千㎡に引き上げることとしたいと考えております。なお、前回の審議会において、委員の皆様からも基準店舗面積を引き上げることによる影響に関して、御意見をいただいたところですので、基準店舗面積を引き上げた場合は、その影響を随時確認しながら、引き続き特定小売商業施設の適正立地を図っていくとともに、市町村等の関係機関と連携し、商店

	<p>街や小規模小売事業者等への支援等の施策を検討・実施してまいりたいと考えております。</p> <p>以上、基本方針と基準店舗面積の改定案について、御説明させていただきました。</p> <p>御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。只今、本日の議事にあります2つについて、一括して御説明いただきました。</p> <p>只今の説明について、御意見・御質問等ございますでしょうか。</p> <p>確認ですが、パブリック・コメント等への事務局案については、仮に修正があれば修正の上、修正がなければそのままホームページ等に掲載されるということによろしいですか。</p>
事務局	<p>この場におきまして、皆様から対応案について修正した方がよいという御意見があれば、修正した上で審議会のホームページ等に掲載したいと考えております。</p>
会長	<p>そういった意味でも、パブリック・コメント等への対応案についても御意見や御質問をいただければと思います。</p>
委員	<p>1つ確認させてください。市町村や商工関係団体への説明会について、説明会を開催していただいて、その場に出てきた意見ではなく、意見書として出てきたものがここにまとまっているということですか。意見交換ではなく、あくまで説明をされて、そこに出席された方々が意見書を書いて、今ここに出ているということによろしいですか。</p>
事務局	<p>こちらにまとめてありますのは、市町村説明会と同時に全市町村に対して文書による意見照会を実施し、その回答をまとめたものとなっております。同じく、商工関係団体につきましても、こちらに記載している123団体に文書による意見照会を実施しております。その結果、意見のあったものについて、まとめたものでございます。</p>
委員	<p>そうしますと、各市町村、商工関係団体に説明された時の意見等は別にまとまっているのでしょうか。意見交換などはされたのでしょうか。</p>
事務局	<p>説明会等が出た意見について、御紹介させていただきます。まず、市町村説明会におきましては、「基準店舗面積の8千㎡への見直しは、それ程緩和とは言えないので、更に緩和する考</p>

	<p>えはあるか」という御質問をいただいております。また、先程、文書による意見照会の結果でも説明しましたが、既存の大規模商業施設の建替えに関する特例措置の御意見、連携中枢都市圏などの圏域による調整の考え方を確認するような質問等がございました。</p> <p>一方、商工関係団体への説明におきましては、「やはり小規模事業者への影響が考えられるような見直しについては、了承できない」といった御意見をいただいたほか、「今回の基準店舗面積の引き上げに関しては、インターネット販売の増加や消費の県外流出など、今の御時世を考えればやむを得ないと考えますが、小規模事業者に対する更なる支援の充実をお願いしたい」というように意見照会の結果と同じようなお話をいただいております。</p>
委員	<p>十分検討されていると思いますので、特に意見はありません。</p> <p>私も法改正などで対応に苦勞することもあります。施行される前にいろいろと考えても、なかなか思い至らないこともありますので、やってみてその後検討するということがこれから重要になるのかなと思います。検討内容はこれで十分かと思います。</p>
委員	<p>対応方針に関しては、異論はないかと思えます。ただ、今後それをどうウォッチしていくのかがすごく大事だと思います。</p> <p>例えば、資料4、一番最後の10番の南相馬市の商店街振興組合からの意見にも書いてありますが、基準店舗面積が6千㎡なのか8千㎡なのかという時に、そういう施設はみんな郊外に立地するので商店街が廃れるという単純な理由が続いているということが少し気になりました。というのは、まちなかにもスポンジの目が段々大きくなってきて、それなりの面積が空き始めているけれども、そういうところにうまく誘致できていない。あるいは面積が大きいから郊外に消費が流出するとも限らないと思っています。そう考えると、小規模小売事業者への支援の充実や今回の基本方針にも買い物困難者対策の充実ということが書かれていますが、そういったボトムアップ型でやっていくことが、今後、どれだけ機能していくのか、あるいは6千㎡から8千㎡に改正されることで、実際の大型店の立地動向はどうか、両方の面でウォッチしていくことが必要だと思います。</p> <p>いずれにしても、公共交通に関する意見もいくつかありましたが、対応案については、異存はありません。</p>
委員	<p>特に異存はありませんが、圏域の考え方は、各自治体によって微妙に違っているのかなという感じがします。そのあた</p>

りは今後詰めていかなければいけないだろうと思います。

会長

一通りコメントいただきましたが、その他何かございますか。

(意見等なし)

特段、改定案について、修正すべき点はなかったかと思いません。改定案は私と事務局でもう一度確認させていただいた上で、7月を予定しておりますが、審議会を代表して、私から県に答申したいと考えております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

答申にあたっては、審議会としての付帯意見を私から提出したいと考えております。今日はその案を作成してまいりましたので、皆様から御意見をいただきたいと思っております。それでは、事務局から資料の配付をお願いします。

今後の商業まちづくりの推進についてということで、内容は3つありますが、これについて、答申にあたっての付帯意見として付したいと考えております。読み上げさせていただきます。

1つ目は、「今後、更なる人口減少・急速な高齢化の進行が予測されるため、引き続き「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の実現に向け、遊休不動産の有効活用や若者がチャレンジできる環境づくりを進めるとともに、まちなかに「楽しく過ごせる場所」を増やし、歩きたくなる環境を整備することで、県民が買い物や人々との交流を楽しみながら歩き、健康的に暮らせるまちづくりに積極的に取り組むこと。」としています。少し文章としては長いですが、特に印象的だったのは、吉田委員が1回目の審議会で、今の若者は、商店街がどこかもわからないので、買い物が目的ではなく、もう少し楽しめる、時間消費型のまちづくりを進める中で、結果として、商業も活性化するような方向性で商業まちづくりを進めるべきではないかというお話をいただきました。また、横田委員からも2回目か3回目でそのようなお話をいただいたということが記憶に残っています。

2つ目は、「商業まちづくりに関する施策の推進にあたっては、福祉や公共交通など、他の政策分野との連携を図りながら、地域の現状や課題に適宜対応するとともに、連携中枢都市圏などの圏域内におけるまちづくりの共通課題の解決に向けて、広域的な連携を深めながら、総合的に取り組んでいくこと。」としています。先程渡辺委員からもお話がありましたが、広域的

な連携のあり方について御意見をいただいたかと思ひます。それから、鎌田委員からは、福祉との連携に関する事例の御紹介も含めて御意見をいただきましたが、商業を商業だけで進めることにある種限界があつて、他分野との連携の下に進めることが大切ではないかということが2つ目です。

3つ目は、前回、私から申し上げたことですが、「基準店舗面積の引き上げも含めた、特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する見直しに関しては、今後も県民生活や中心市街地の商店街等への影響を注視しながら、特定小売商業施設の適正な配置の実現に向け、必要な措置について検討していくこと。」としています。これは、先程吉田委員や大河内委員からも同様の御意見があつたかと思ひます。

これまで1年半かけて審議してきた内容を踏まえた上で、この3点について、7月中に答申と併せて付帯意見として提出したいと思つております。これについて、もっとこうした方が良くといった御意見やこれまでの審議の中で自分はこういうことを強調してきたので、こういったことも入れてもらいたいということがあればお願いします。

委員	<p>これまでの議論の内容を網羅した形でまとめていただき、ありがとうございます。</p> <p>福祉の領域では、2025年から各自治体で、「地域包括ケアシステム」という仕組みがスタートします。これは、各自治体が介護保険法の第5条の課題として、システム構築を検討しておりますので、「地域包括ケアシステム」というキーワードも入れていただきながら、他の政策分野との連携をもう少し意識したものにしていただければと思ひます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。地域包括ケアシステムは、商業まちづくりにおいても大事なキーワードかと思ひますので、検討させていただきます。</p>
委員	<p>全体として、よくまとめていただいたと思ひます。ありがとうございます。</p> <p>その上で、おそらく「など」に包含されるのだと思ひますが、2つ目の3行目で、連携中枢都市圏だけが出てくるのが気になっています。というのは、連携中枢都市圏ですと中心市は中核市でなくてははいけませんので、福島市、郡山市、いわき市しか該当しません。実際、基本方針には定住自立圏も例示されていますので、福島県の7方部という文脈から考えると定住自立圏も入れておくと丁寧かと思ひました。</p>

会長	ありがとうございます。只今の御意見を踏まえて検討させていただきます。
委員	2つ目ですが、「地域の現状や課題に適宜対応する」という言葉で内包されるとは思いますが、是非原発事故からの復興を図っている旧避難区域や今後、避難指示解除を予定している地域におけるまちづくり等についてのニュアンスも含めていただければと思います。
会長	ありがとうございます。特に避難地域のことについては、これまでの審議でも御意見をいただいておりますので、検討させていただきます。
委員	1つ目の「遊休不動産の有効活用」というのが何となく浮いているように見えます。1つ目はまちづくりに取り組むということで、「遊休不動産の有効活用」や「若者がチャレンジできる環境づくり」は手段になるのだらうと思いますので、4行目を「ともに」にすると「まちづくりに積極的に取り組む」と並列に見えて違和感があります。「ともに」というよりは、「有効活用や環境づくりを進めることで」の方がわかりやすいかと思います。
会長	只今の御意見は、1つ目の3行目のところに「遊休不動産の有効活用や若者がチャレンジできる環境づくりを進めるとともに」とそれ以下の「まちなかに楽しく過ごせる場所を増やし、歩きたくなる環境を整備することで」となっているが、読み方としては、前段と後段が手段と目的のようになっているということですね。それについては、どちらが良いか検討させていただきます。
委員	<p>いろいろな方の顔を思い浮かべながらまとめていただいたのだらうなというのが感じ取られました。</p> <p>商業まちづくりの今の役割としては、全国一の人口減少や高齢化など、注目されるような震災後の衰退があって、それに対して福島県がまちづくりをやっているというのがベースにあると思います。</p> <p>そう考えると私たちの役割としては、普通の県の商業まちづくりではない、復興を踏まえた、将来の子どもたちや観光、農業のことを考えたまちづくりをしなければならないのだらうなと思います。そうすると、もう少し重い表現でも良いのかなと思います。審議会としてきちんと審議したのだから、県に対しても今後もきちんと商業まちづくりに取り組んでもらいたいと</p>

	<p>いうことを伝えても良いのかなと思いました。</p>
会長	<p>付帯意見の趣旨としては、あくまでも先程審議した基本方針や基準店舗面積の見直しに関する答申の付帯意見ですので、我々の思いというのは改定案に本来入っているはずだと思います。付帯意見は、こういった観点も踏まえて運用してくださいということだと思います。</p> <p>先程のパブリック・コメントや市町村の意見でも、基準店舗面積のことや誘導市町村に関するある種の要件の緩和について懸念する意見もあります。例えば、郡山市は、隣接市町村の白地地域で仮に用途地域を変えれば、特定小売商業施設ができてしまうのかといった懸念があるわけです。そうしたことを踏まえ、2つ目の最後の方に広域的な連携を深め、総合的に取り組み、しっかりと運用を行うことや基準店舗面積の緩和についてもPDCAを回して、適宜見直しをすることなどを盛り込んでいます。</p>
委員	<p>例えば、広域的な連携とはどういうことなのかなど、具体的に書いても良いのではないのでしょうか。懸念されている方もたくさんいるので、そういう意見も踏まえながら、総合的に取り組んでいくなど、具体的にされると良いのかなと思います。</p>
会長	<p>今回我々が審議した基本方針や基準店舗面積に関して、県に対してきちんとやってくださいということが伝われば良いということですね。</p>
委員	<p>8千㎡にしても、それ程大きくなるわけではないので、そこが問題ではなく、広がった後に、商店街の方が放置されたり、思っていたのとは違うものができたりなど、後のことを心配しているのだと思います。皆さんの意見を踏まえて総合的に取り組んでいくということがあれば良いと思います。</p>
委員	<p>先程の1つ目の件ですが、3行目の「環境づくりを進める」と4行目の「環境を整備する」が並列なのですが、読み方によって3行目の「環境づくりを進める」と6行目の「積極的に取り組む」が並列に見えてしまいます。文章の細かな書き方ですが、うまく読めるようにすると良いと思います。</p>
会長	<p>これは、文章が長いこともあって、いろいろな解釈があると思います。この文章で言いたいことは冒頭申し上げた通りですので、それがうまく伝わるように精査したいと思います。</p>

委員	<p>P D C Aは当然回すとは思いますが、最後のところで、「注視しながら、～検討していく」というのが、努力義務的な弱いところがあるので、どこかに「検証」という言葉を入れたいと思いました。</p>
会長	<p>「注視」では弱いということでしょうか。</p>
委員	<p>最後の「検討」は検証ではないと思いますので、「検証」という言葉をどこかに入れたいなと思いました。「検討」というと努力義務的な印象があります。</p>
会長	<p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>(意見等なし)</p> <p>たくさん御意見をいただきましたが、最終的には私に一任させていただきますので、7月中の答申の際に、只今の御意見を踏まえ修正した付帯意見を提出したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>活発な御審議をいただき、非常に満足しております。これで本日の私の役割は終えましたので、事務局にお返しします。</p>
司会	<p>川崎会長、ありがとうございました。</p> <p>閉会にあたりまして、商工労働部長の金成より御挨拶申し上げます。</p>
部長	<p>委員の皆様におかれましては、平成29年12月にこの基本方針の見直しに関する諮問をして以降、計7回の審議会を開催させていただきましたので、「基本方針」に加え「特定小売商業施設の基準店舗面積」の見直しについて、熱心に御審議をいただきましたこと、心より御礼申し上げます。</p> <p>特に、最後の付帯意見の議論では、各委員の方々から様々な御指摘をいただきました。その議論を伺っていても、本当に、川崎会長をはじめ各委員の商業まちづくりに対する思いというものを改めて感じたところがございますので、県としても重く受け止めながら、答申を踏まえて対応する必要があると感じております。</p> <p>今後、審議会より答申をいただくこととなりますが、県といたしましては、答申をいただきましたら、基本方針の改定及び</p>

基準店舗面積の改正の手続きを速やかに進めてまいりたいと考えております。

本県では、人口減少や高齢化、中心市街地をはじめとした空き店舗の増加や買い物困難者など、様々な課題が深刻化しております。特に避難地域におきましては、ふるさとへの帰還に向けた商業機能の確保・維持、まちづくりの推進において課題が山積している状況でございます。

県といたしましては、今回の「商業まちづくり基本方針」の見直し内容を踏まえまして、本県の復興、そして「歩いて暮らせる持続可能なまちづくり」の実現に向けて引き続き、市町村や関係機関等と連携しながら、各種施策を進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、本県の商業まちづくりの推進はもとより、商工労働行政、更には、県政の推進に引き続き、御理解・御協力をいただきますよう改めてお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日はありがとうございました。

司会	以上をもちまして、令和元年度第2回福島県商業まちづくり審議会を閉会いたします。 ありがとうございました。
----	---------------------------------------------------------

以 上